

藤島地域教育振興会議設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、藤島地域における児童生徒数の現状、学校施設等の課題等を踏まえ、藤島地域の教育環境及び教育振興の今後のあり方の検討に資するため、藤島地域教育振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 振興会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組織代表の委員は、選出団体の役員を終えた以後も、委員を継続することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 振興会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 振興会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第6条 振興会議に、必要に応じ、小委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		委員
組織選出	自治会等役員	藤島地区自治振興会長
		東栄地区自治振興会長
		八栄島地区自治振興会長
		長沼地区自治振興会長
		渡前地区自治振興会長
	児童生徒保護者	藤島小学校PTA会長
		東栄小学校PTA会長
		渡前小学校PTA会長
		藤島中学校PTA会長
	未就学児保護者	いなば幼稚園保護者会長
		藤島こりす保育園保護者会長
		藤島くりくり保育園保護者会長
	公共的団体	主任児童委員代表
		藤島地域スポーツ少年団長
個人選出	有識者	東田川文化記念館長
		藤島地域振興懇談会公募委員
		Hisu 花ワークショップメンバー